

平成17年6月24日
山口県報号外第37号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
 精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 中央病院事業会計について</p> <p>(1) 監査結果のうち重要と考える指摘事項</p> <p>ア 医師に貸与されていたコンピュータが研究研修費として費用処理されている。これは固定資産として計上した上で病院管理の下に貸与処理をしないと現物給与として課税対象となる。また、現物給与となると給与条例違反になる。</p> <p>イ 科別損益を適用するに当たっては、費用の発生場所ごとに把握できる原価部門（コストセンター）別の管理が必要であると考えが一応意見として記述する。</p> <p>ウ 平成14年度における購入価額2,000千円以上の医療機器の購入は23件（ただし、20,000千円以上の高額医療機器を除く。）であるが、そのうち20件が随意契約により行なわれている。 医療ミス防止の観点から操作性等の機能比較が優先されることは理解できるが、病院事業において独立採算性が要求される以上、経済性の観点から見積価額等の要素も含めて機種選定を行なうべきである。</p> <p>エ 現在、機種比較の対象とされた機種のカタログや見積書等が、物品購入伺書に添付されていない。 各機種の見積書等を物品購入伺に添付し、機能性を重視するあまり極端に非経済的な機種選定になっていないかどうか、判断できるようにすべきである。</p> <p>オ 清掃委託については、過去の経緯を見ると一般競争入札により委託料が低くなった実績があるので、一般競争入札の再検討が必要である。 また、予定価格算定基礎として労働基準監督署の最低賃金を採用することは疑問がある。適正な人件費・経費率を考慮した積算が必要である。</p> <p>カ 一般会計繰入金の一部について繰入額に間接費の負担が計上されていない。</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務課)</p> <p>医師に貸与されているコンピュータについては、現在も病院管理の下に貸与処理されているが、平成16年度から、固定資産として貸借対照表に計上した上で病院管理の下に貸与処理することとした。</p> <p>今後、原価部門別の管理について研究する。</p> <p>平成16年度から、医療機器の選定に当たっては、類似機種の機能、性能はもとより経済性についても十分に検討し、できる限り競争入札に付するよう努めている。</p> <p>平成15年度から、選定経緯をより明確にするため、機能・価格等が比較できるチェック表やカタログ等の検討資料を決裁資料として添付することとした。</p> <p>県では、不況下における県内業者育成の観点から、庁舎管理業務の県内業者への優先発注を全庁的に進めており（総務部長通知（平成16年2月5日付け管財第538号））、県立中央病院においても、この趣旨を踏まえ、平成15年度より一般競争入札ではなく、指名競争入札により業者を選定している。</p> <p>また、予定価格の算定については、平成16年度から、県庁舎と同様、「建築保全業務積算基準」（国土交通省監修、全国の平均市場単価を下に設定）に基づく人件費・経費率を考慮することとした。</p> <p>間接費は、不採算医療に対し直接関係のない費用であり、その定義や範囲は曖昧であるため、今後、他県の事</p>

医師、看護師給与があれば、これらを支える間接人件費、間接経費等、間接費がついて回るが、これらがほとんど考慮されていない。

自治体病院の公的負担を明らかにし、一般会計が病院費用の赤字を負担していないかどうかを明らかにするためにも、繰入金収入とこれに対する繰入原価を表示する必要がある。

キ 医師等の研究研修に要する経費及び病院事業の経営研修費用の1/2負担について、公的な費用を負担するという趣旨ならば、厳密には一般会計繰入金のうち公的な負担部分が妥当（20%以下）となるが、公営企業繰出金基準による繰入となっている。

ク 女子宿舍、八王子旧宿舍、保育所については、利用度を高めるか処分して代替施設を確保すべきである。

ケ 貸借対照表上、退職給与引当金が計上されていない。

退職給与は職員等の勤続期間によって債務として少しずつ発生するものであり、退職給与引当金を定期的に計上しないと有用な情報を開示したことにはならない。

これを一時に計上することは困難と考えられるので、できるだけ早期の計上が望ましいが、一定の年数で積み立てる方法等を検討する必要がある。会計方針として山口県病院事業財務規則等に設定し、定期的に計上する必要がある。

(2) 監査結果個別事項

ア 自己負担及び保険に関する請求漏れ防止のため、チェック体制を検討する必要がある。

解釈や算定の誤りによる診療報酬の減点はコスト増の要因となるため、それらは可能な限り削減すべきである。

イ 医業未収金の過去5年間の推移を見る限り、医業収益の伸び以上に患者負担分の滞留未収が着実に伸びていることがうかがえ、これをいかに回収すべきかが病院経営の重要課題である。

ウ 支払命令の申し立てについては、一度も実行したことはないようであるが、これでは正当に治療費を支払った者とそうでない者とは明らかに不公平である。

例を参考にしながら、間接費の算定方法について研究する必要があると考えている。

なお、次期経営健全化計画（平成19年度～）を策定する際に、一般会計負担金の積算方法の見直しをすることになるので、それまでに間接費を試算し、参考資料としたい。

国の繰出基準においては、医師等の研究研修に要する経費と病院事業の経営研修に要する経費については、2分の1ほど繰り出す旨規定されているので、今後とも国の基準どおりの負担金を措置する。

八王子旧宿舍については、将来的には処分する方向で検討する。

女子宿舍、保育所については、現在、利用者もあり、また、企業債も未償還となっていることから、職員に積極的に働きかけ利用度を高めるよう努める。

本県が行っている引当方法については、地方公営企業制度上は適正と認められているところである。

また、退職給与引当金は、退職金支払いのため以外で取り崩すことができず、累積欠損金が解消されていない中で、引当基準を変更し、引当額を増額することは、資金繰りの悪化を招くことになり、当面は現状の引当方法を継続することとし、財務規則等の設定についても、今後の検討課題とする。

請求漏れや減点については、平成16年度より以下の対策の取り組みを一層強化し、極力その削減に努めている。

- ・必要に応じた精度調査（サンプリング調査）の実施
- ・課内減点会議（毎月、医事課職員と委託業者で実施）の積極的な活用
- ・保険対策委員会で示された方針の院内関係職員への周知徹底
- ・保険診療に関する講習会（職員が対象）の実施

平成15年度以降、引き続き患者負担分医業未収金の減少対策及び回収に努めていく。

民事訴訟法上の支払命令の手続については、債務者に争いの意思がある場合は訴訟手続に移行するなどの問題があり、他県の自治体病院でもほとんど活用されていないのが実情である。

しかし、債務者の住所が特定されていて、支払能力もありながら、故意に納入しないといた悪質な未納者に対しては、支払命令の手続をとることを検討する。

エ 未収金の回収について、病院単位で回収するのみならず、クレジットカード会社との提携が可能かどうか検討する必要があると思われる。病院としては債権の回収は確実となり、本人の信用能力もわかる。しかも患者にとっては分割払いが可能となる。

オ 督促訪問等については、実施した結果の件数の把握が行われているのみで、未納となっている者に対する今後の対応について、具体的な資料が作成されていない。これでは、管理資料として不十分である。また、既存データベース（「患者情報」）については、機密保持に最善の注意を払い、有効活用する必要がある。

カ 不納欠損処分に係る書類について、決裁日が未記入であるが、消滅時効5年という縛りがある以上、日付は明確にすべきである。

また、滞納者との接触等の経緯を明確しておく必要がある。

キ 過誤納金還付一覧表に基づき、一連の手続について調査を実施したが、内容を検討すると、ほとんどが病院側のミスである。中には、十分なレセプトの精査が行われていれば直ぐに発見できる誤りもあり、外部委託業者の質の問題でもある。

ク 一般の薬品は払出数量が、棚卸数量、受入数量より計算されるため、ロスの把握が困難である。多品種のため個別の払出管理をするのは無理でも、重要性を考慮し、部分的にでも処方箋等による払出数量のチェックをすることが必要である。

ケ 薬品使用数と診療報酬単価算定上の数量とを時々照合し、使用効率を検討する必要がある。

コ 棚卸は薬剤師のみで実施されているが、他部署の立会人はない。（財務規則第57条で院長の指示する棚卸資産の受払を行っていない職員と定められている。）

サ 給食業務について、民間委託した場合のメリット・デメリットについての検討が必要である。

給食業務が試算の結果、収支がマイナスであるという実態を考えた場合、収支の面も含めた検討が必要である。

給食業務の収支試算の作成に当たっては、退職金等を含んだ給与費、減価償却費等の諸経費を算出し、適正な原価計算が行われるよう検討する必要がある。

シ 現物に貼付してある物品標示票に台帳ナンバーが記載されていない。現物管理の面からは記入すべきであると考え。また、平成13年度までは購入年度のみを記載しているとのことであったが、物品標示票が貼付されていないものが散見された。

ス 昭和58年に旧病院から引き継いだ医療機器につ

今後、他病院の事例等を調査し、導入の可能性について研究する。

未納者については、患者情報システムによりデータベース化して管理しているが、事実経過を入力しているだけで、今後の方針が示されていなかった。今後、高額未納者については、順次、対応方針を策定し、入力していく。データベースの活用については、機密保持に留意しつつ、今後一層の充実を図る。

不納欠損処分に係る書類への決裁日の記入や滞納者との接触等の経緯の明確化について、改めた。

レセプト請求に際しては、単純な算定ミスや請求漏れを防ぐため十分精査するようこれまでも指導しているところであるが、平成16年度より、課内減点会議等において具体的な事例を示しながら、委託業者に対する指導・監督を強化することとした。

抗生物質・抗がん剤・血液製剤・毒薬・向精神薬・制限薬等の注射薬については以前から払出管理を行ってきたが、内外用薬は平成16年5月、注射薬は平成17年3月から全ての薬品について個別払出管理を行っている。

平成18年度より、定期的に照合を行い、使用効率の充実を図るよう検討を行う。

平成15年度より、調剤室（内外用薬）、注射薬管理室（注射薬）でそれぞれ検査者1名と立会者（他部署）1名で毎月末棚卸を実施することとした。

民間委託した場合、人件費軽減のメリットは考えられるが、実際に委託を行った病院では、医師→管理栄養士→厨房という流れの中に委託業者が介在することで、連絡・調整の回数が増え、指示の不徹底等が発生するというデメリットもあると聞いている。

しかしながら、収支面での考慮も必要であるため、算出方法を加味しながら、一部委託（例えば、一般食は民間委託、特別食は直営という方法）も視野に入れて、細部にわたる検討を続けていきたい。

平成15年度に、記入漏れの台帳ナンバーを記載し、物品標示票を貼付した。

除却手続がなされているものの、実際に使用されてい

いては、すべて除却が完了したとされているが、実際に使用されているものが確認された。現物を確認し、残存価額に相当する部分を資産に計上すべきである。

また、平成11年度の除却については、廃棄業者からの報告書は保管されておらず、除却物品がすべて廃棄されたかどうか確認することができなかった。資料の保管義務は厳守する必要がある。

セ 平成14年度除却分の医療機器について除却理由が示されないまま処分決裁がとられている。財務規則第76条第1項第3号に従い、除却理由を明らかにすべきである。

ソ 県立中央病院院長に事務を委任されている工事は、県事務委任規則により2千万円未満であるが、感染症センター改修工事は設計金額が24,919,650円であるにもかかわらず、院長決裁で施工されていた。

タ 防災警備業務について相手方からの履行確認のための資料がない。業務完了報告書を入手し、保管すべきである。

チ 洗濯業務の支払が契約書どおりになっていない。契約書を改正するか、契約どおり履行する必要がある。

ツ 委託料について、平成14年度の100万円以上の契約37件のうち、競争入札を実施したのは6件というのはあまりに低い割合であると考える。

テ 病院が自主的に作成している科別損益について、皮膚科及び歯科は給与費だけで医業収益を超過している現状であるが、病院経営の観点からも検討する必要がある。

ト ヘキ地診療の損益収支がプラスになるということは、経費の配賦方法に検討の余地があると考える。

受託検査の原価がゼロになっていることについても、同様であると考える。

ナ 原価計算算出要領について、材料費、薬剤費、直接給与については配賦ではなく直課できるように、データ計算を自動的に行う必要がある。

また、間接費は、配賦計算によることとなるが、人件費、給与費の割合だけでなく、使用面積、収益で配賦する必要がある。

また、一般会計繰入金に対する実際の費用を算定し、医業損益から除外し、本来の医業収益を算定する必要がある。

また、現在の科別損益は、相当な労力を費やして作成されているが、ルールを定め、自動集計で

る医療機器については、指摘どおり資産に計上した。

平成12年度以降はすべて保管している。

平成17年度より、除却理由について、より具体的に記載することとした。

今後、予算見積額が2千万円以上のものについては、予算編成の段階で、建築指導課への委託工事として予算計上する。

防災警備業務については、業務委託仕様書に定める「警備日誌」を受託業者に毎日作成・提出させ、これにより履行状況を確認しているが、簡易なものであるため、平成16年度から、正式な業務完了報告書を併せて徴取することとした。

平成16年度の契約から、契約書の条文を実態に合わせて改正した。

機械の保守等は他業者では対応困難なものが多く、また、人命を預かる病院においては、継続して安全かつ安定した対応が可能な業者を選定することが必須と考えている。このような観点から随意契約が多くなっているが、できる限り競争入札を行うよう努めたい。

診療科の在り方については、科別損益も参考にしながら、県の基幹病院としての役割等も考慮し、今後検討していくこととしたい。

経費の配賦方法について、今後研究する。

今後、原価部門別の管理について研究する。

きるシステムを構築する必要がある。

二 他会計負担金のうち、救急医療に要する経費においては、元金部分は資本収支であるのに対し、収益的収支として繰り入れられている。元金部分は資本的ベースが正しい処理であり、収益的収支として繰り入れるべき金額は減価償却費相当分が正しい。

ヌ 診療材料管理システムの端末機のセキュリティーについて、ID、パスワードによる入力資格者については、当院関係者（用度係職員、手術室職員、放射線部職員）と受託業者のみとしているが、入力資格者について文書としての定めはない。

出力情報のデータの保管場所・保管期間についての定めはない。

また、廃棄方法の定めはない。

出力情報の機密保護対策について、機密性の設定の有無がなされていない。

ネ 超低金利時代、このまま10年以上も借入時の利率で返済を続けなければならないことであるが民間では考えられないことである。

バブルがはじけ、借入当初とは状況が急激に変化している現在借換等懸命な努力をする必要がある。これは山口県だけの問題ではないと思われるが不合理と感じることは財政的負担も考えて積極的に主張すべきである。

ノ 保育園敷地として病院が貸与している敷地の内、病院職員等の駐車場として使用されている部分については、行政財産使用許可の変更が必要である。

2 精神病院事業会計について

(1) 監査結果のうち重要と考える指摘事項

ア 病院の建替に当たり、収支計画が発表されていないことは問題がある。

建替により病床数が減少すること、支払利息及び減価償却費負担が重くのしかかってくること、さらに退職給与引当金を定期的に計上すれば収支が大幅に悪化するか、一般会計負担金が大幅に増加することが十分考えられる。

建設後の県の財政負担が今後どうなるのかわからない。

イ 退職給与は勤務期間によって少しずつ発生していくものである。したがって、退職給与引当金を定期的に計上しないと有用な情報を開示したことになる。

ウ 平成14年3月期に支払われた退職給与の金額が多額であったため、繰延勘定を設定しているが、繰延勘定とはリストラなど経営改善を図るため臨

救急医療に要する経費の積算については、元金部分を資本的収入として処理する方法に改めた。

入力資格者、保管場所・保管期間、廃棄方法、機密性の設定について、文書として定めることとした。

病院事業債の借換について、今のところ国は認めていないが、全国知事会、中国地方知事会、全国自治体病院開設者協議会を通じて毎年要望しているところであり、今後とも国への要望を継続する。

行政財産使用許可面積を変更した。

(主務課 健康福祉部医務課)

事務的な試算は行っているが、費用の太宗を占める人件費に関わる人員配置が、現在、確定していないことから、今後さらに人員配置計画などの検討を加え、できるだけ早期に収支計画を策定したい。

本県が行っている引当方法については、地方公営企業制度上は適正と認められているところであるため、当面は現状の引当方法を継続する。

ただし、今後の定年退職者の動向を踏まえ、平成17年度から退職給与引当金基準額を500万円加算した。

今後、繰延勘定を設定する場合は指摘の趣旨を考慮した上で行うこととする。

時的に多額の退職金を支払い、以後の経営が改善されるためその効果が支払い後に現れることから認められるものであって、あらかじめ予定された退職給与が支払われた場合は該当しないと考える。

エ 県立中央病院と同じく負担金は医師給、看護師給の給与のうち、直接費相当額しか負担がない。自治体病院の公的負担を明らかにし、一般会計が病院費用の赤字分までを負担していないかどうかを明らかにするためにも、繰入金とこれに対する繰入原価を表示する必要がある。

オ 領収書用紙（収納済通知書）の管理が不十分である。

すべての領収書の管理をするためには、少なくとも発行時までには連番でアウトプットするかあらかじめ印刷しておくことが大切である。

(2) 監査結果個別事項

ア 調定減は可能な限り削減すべきであり、他の医療機関より高い減点率の改善に早急に取り組み、職員の再教育（研修）又は外部委託の検討が望まれる。

イ 返戻レセプトについて、資格喪失後の受診が原因の減額漏れがあり、チェックの方法について検討する必要がある。

ウ 患者負担分未収金の滞留未収が増加していることがうかがえ、これをいかに回収すべきかが重要課題である。

エ 未収金整理表の記載不備（記録欄未記入）や、添付資料の整備不備（督促状添付無し）があり、最終的に不納欠損処理に至る原因の一つと考えられる。

オ 医療費の不納欠損処理について、平成13年度分に係る処理を平成14年度に一括して計上しており、これは5年間で時効となる不納欠損の要件に反する不当な処理である。

また、平成15年3月31日における決裁文書を閲覧した結果、決裁日、起案者の職氏名が空欄のものがあつた。

カ 過誤納金（医療費の本人負担分）の還付が平成14年度中に2件発生しており、これは入力時確認の不足による病院側のコンピュータ端末入力誤りによるものである。

キ 薬品在庫単価は平成14年9月（前期）の価格交渉後の価格となっているが、その後3月までに値引きが行われているものについて、在庫額の修正は行われているが在庫価格は修正されていない。金額的には重要性はないが手続きとしては統一性に欠ける。

ク 薬品のより効率的な在庫管理のためにコンピュータの利用を検討すべきである。

間接費は、不採算医療に対し直接関係のない費用であり、その定義や範囲は曖昧であるため、今後、他県の事例を参考にしながら、間接費の算定方法について研究する。

平成16年度より、領収書番号（収納済み通知書）を様式作成時に連番で印字するようにした。

平成16年度より医事業務外部委託を実施し、調定減や減点率の改善に努めている。

資格喪失のチェックについては随時、保険証を確認しているが、平成16年度から毎月定期的に確認するようにした。

文書（督促状）や電話による催促に加え、納入相談（家庭事情に応じた制度紹介等）を実施する等、納入促進に努めており、今後も一層の早期回収に努める。

未収金整理票の記載漏れや督促状の写しの添付について改善し、処理の経過が明確になるよう整理する。

平成15年度より適正に執行するよう改めた。

平成15年度より記入するよう改めた。

平成16年度以降は医事業務委託業者が行っているが、入力時における確認作業を十分に行い、誤りを極力なくすようにする。

在庫金額を修正した。

現在でも部分的に電算化による処理を行っているが、より効率的な在庫管理を考えた新たなシステムの導入を

ケ 薬品の棚卸が箱単位で行われているため、出庫管理が逆算で行われており帳簿残と実在庫の差額が正確に把握されていない。

コ 薬局棚卸手続きにおいて、薬局以外の職員による立ち会いが行われていない。

サ 薬品在庫表と決算書の数値が異っており、決算書が誤りである。

シ 給食材料として精米が在庫計上されているが在庫表と決算書の数値が異なっているが、決算書が誤りである。

ス A重油が棚卸しされていない。

セ 棚卸表は検証可能性を考慮して、所在場所別に表示することが望ましい。

ソ 消費税については、毎月税抜き処理をし、期末に元の勘定科目に振り戻しされているが、当病院が免税事業者であることから、毎月の税抜き処理は不要である。

タ 給食事業損益について、診療報酬に上限がある以上、県立中央病院と同様にコストダウンを図る方を検討する必要がある。

チ 固定資産について、土地・構築物勘定の元帳が作成されておらず、土地・建物以外の固定資産が存在する。

建物勘定については期中増加分の計上しかされていない。

ツ 固定資産台帳の記載内容等に不備があり、現物の管理台帳として不適切である。

テ 固定資産の現物管理について、現物に物品標示票を貼付し、台帳との照合を定期的を実施すべきである。

ト 除却手続について、除却理由を明記して決裁をとるべきである。

山口県病院事業財務規則第78条により、除却時には遅滞なく報告書を添えてその旨を知事に報告しなければならないと定められているが、報告されておらず、合规性に違反している。

ナ 減価償却について、建物増加分（資本的支出）の償却年数が、山口県病院事業財務規則が適用すべきとして定めている耐用年数省令と合致していない。

ニ 山口県病院事業財務規則第79条により、償却は取得年度の翌年度から行うよう定められているが、取得年度に償却費を計上しているものがある。

ヌ 残存価格まで償却されていないものがある。

検討したい。

平成16年度より、向精神薬及び高額薬品については、毎日全品目の箱及び中の数量まで確認し、上記以外の薬品は、年度末に全品目の箱及び中の数量を確認して、在庫管理、出庫管理をより適正なものとした。

平成13年度までは、毎年、事務局職員が立会していたが、平成14年度末は、業務が輻輳し、調整がつかなかった。平成16年度から、事務局職員が立会することとした。

平成16年度決算において修正した。

平成16年度決算において修正した。

平成16年度決算において修正した。

平成16年度決算において改めた。

公営企業の経理方式は、税抜き処理とする必要があるため、期中の税抜き処理を原則として行っていたが、平成16年度より当病院が課税事業者となったことから、今後も毎月の税抜き処理は必要である。

今後も効率的な運用に努めると同時に、業務の部分的な民間委託も視野に入れた経済的な運用の検討を行う。

平成15年度に元帳を整備し、適正に記載した。

現行様式では、負担金、補助金の記載欄がないため、補助簿において明記していたが、平成16年度より現行台帳と補助簿を統合したものに改編した。

現物に物品標示票を貼付し、平成16年度より、台帳との照合を定期的に行うよう改めた。

平成16年度より理由を明記するよう改めた。

決算書調整時に報告している（決算審査資料）が、平成17年度から、除却時に遅滞なく報告することとした。

平成16年度決算において、耐用年数省令と合致するよう修正した。

平成16年度決算時において、適正に処理した。

平成16年度決算時において、適正に処理した。

ネ 残存価格として残すべき金額を超過して減価償却された固定資産がある。

ノ 建物の耐用年数は平成11年度から大幅に短縮されているが、減価償却費が平成11年度から過少計上になっている。

ハ 受贈財産及び負担金・補助金で取得した固定資産については減価償却をしなくてもよいことになっているが、固定資産台帳にこれらについての経緯を記載しておかないと、減価償却をしない固定資産かどうかの判断が帳簿上わからない。また、減価償却費の計算の正確性がすぐに検証できない。

ヒ 除却に伴う補助金等の取り崩しについて、平成14年度はされていないが、平成11年度の除却では取り崩しがされている。地方公営企業法施行令第24条の2は任意規定であるが、会計的には取り崩すべきであり、また継続性にも反する。

フ 1件1,000千円以上の固定資産購入があった（平成14年度は建物2件、機械備品3件）にもかかわらず、当該事項について事業報告書への記載がされていない。

ヘ 独身寮は空家になっており、時々研修生が使用する程度である。病院建替え後も残る予定とのことであるが、独身寮の利用方法を検討すべきである。
医師公舎1戸も空屋となっている。同様に利用を考える必要がある。

ホ 院外業者による理髪営業に関し、院内設置の理髪施設の使用については行政財産の使用許可の手続きを行うか、若しくは委託契約を行う必要がある。

マ 委託業務に係る指名競争入札手続きについては規定に基づき実施されているが、予定価格は清掃業務を除き前年度と同額であり、見直しがされていない。
指名競争入札の実効性については、平成13年度と平成14年度の入札価格が同額の入札があり、少なくとも実効性が表れているとは言えない。

ミ ボイラー定期点検業務は経費支出伺いで処理されているが、業務内容からは委託契約が適当と考えられる。

ム 現金預金残高に釣り銭（15千円）が含まれていないのは、公金と個人（釣り銭は個人資金）のお金が混在し、簿外の現金が存在することとなり、望ましくない。

メ 平成15年3月分の電気代が計上漏れとなっている。

モ 法定福利費の未払が二重計上となっている。

ヤ 預り金はその大半が給与関係費と考えられるが、預り金帳簿から計算した金額と一致していない

平成16年度決算時において、適正に処理した。

平成16年度決算時において修正し、正確に計上した。

平成17年度より記載するよう改めた。

平成14年度分の除却手続きについて、平成16年度決算時に過年度修正により取り崩しを行った。

平成16年度より、遺漏のないように記載した。

看護実習が年間を通じて実施されているが、現有施設に研修生の控室やミーティングルームが整備されていないので、当面独身寮を代替施設として利用したい。

医師公舎については、平成17年度に改修し、デイケア施設としての活用を考えている。

委託契約の手続きを取ることにする。

平成15年度より見直しを行い、予定価格を適正に積算することとした。

平成15年度より入札手続きは適正に行っており、今後も引き続き適正な入札事務の執行に努める。

平成15年度より業務委託契約を締結するよう改めた。

時間外の医療費支払いにおける釣り銭（15千円）については、便宜的に個人が立て替えていたが、公金で対応することにした。

平成15年度に適正に計上した。

平成16年度決算において適正に修正を行った。
調査し、平成16年度決算において適正に精算した。

<p>い。以前からの未処理預り金があると考えられるが、調査の上精算が必要である。</p> <p>ユ 県立中央病院と同じく、一般会計繰入金の一部について繰入額に間接費の負担が計上されていない。医師、看護師給与があれば、これらを支える間接人件費、間接経費等、間接費がついて回るが、これらがほとんど考慮されていない。</p> <p>自治体病院の公的負担を明らかにし、一般会計が病院費用の赤字を負担していないかどうかを明らかにするためにも、繰入金収入とこれに対する繰入原価を表示する必要がある。</p> <p>ヨ 企業債借入（生活療法棟建設資金として昭和57年3月に特別地方債借入160,000千円、借入利率7.3%）について、県立中央病院と同様に低利の資金導入を検討すべきである。</p> <p>ラ 平成11年3月25日以降、企業債台帳への記載が漏れている。</p> <p>リ 医業外収益について、平成13年度の精神保健福祉センター庁舎管理費の未収計上が漏れ、平成14年度に計上されている。</p> <p>ル 精神保健福祉センター庁舎管理費については契約書では実費相当額とする旨定められているが、電気・水道代は4～5年前の実績を使用して精算されており、当期の実績で精算されていない。</p> <p>レ 公衆電話は設置者による現金の管理が必要である。年度末残高を実査し、医業外収益（又は通信費が医業費用に含まれている場合は医業費用）のマイナスで計上する必要がある。</p> <p>ロ 職員の検診料収入相当額が、その他医業収益に計上されているが、県立中央病院では医業外収益で計上されている。同じ財務規則を適用している以上、取り扱いを統一すべきである。</p> <p>ワ 精神保健福祉センターへ土地を無償貸借しているが、公営企業法第21条の趣旨からして好ましくない。</p> <p>ヲ 元帳・試算表と決算書が連動する会計のシステム化が必要であると考える。</p>	<p>県立中央病院と同様、間接費の算定方法について今後研究する。</p> <p>病院事業債の借換について、今のところ国は認めていないが、全国知事会、中国地方知事会、全国自治体病院開設者協議会を通じて毎年要望しているところであり、今後とも国への要望を継続する。</p> <p>平成15年度に適正に記載した。</p> <p>平成15年度に修正した。</p> <p>当期実績で積算するよう検討する。</p> <p>今後は、公衆電話の運用を患者家族会で行う方向で検討する。</p> <p>平成17年度より医業外収益で計上するよう改める。</p> <p>これまでの経緯も踏まえ、今後適正な取り組みに向けて検討する。</p> <p>導入の可能性について、今後研究する。</p>
---	--

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

第1 包括外部監査の特定事件

山口県立大学の経営に係わる財務の事務の執行及び経営管理

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 重要な指摘事項について</p> <p>(1) 合規性について</p> <p>附属図書館規程で原則毎年1回実施することが定められている図書館の蔵書点検が、過去10年間一度も実施されていない。</p> <p>(2) 経済性について</p> <p>ア 庁舎管理業務において、委託業者交代時に業者間の引継ぎがなされないため、すぐには施設整備の状況が分からず、業務遂行が困難になる可能性がある。これは、老朽化の著しい広大な大学施設の安全性確保にも影響する可能性がある。</p> <p>イ 校舎管理業務委託の予定価格が過去5年間程度の発注実績の平均値で設定されている。山口県会計規則では認められている制度だが、過去の平均値が実例価格等として妥当であるという根拠には乏しい。</p> <p>ウ 校舎管理委託業務の発注者と受注業者において、業務内容の見解の相違が生じている。発注者側の望む委託業務が実行されるとともに、相互に作業内容等の見解の相違が生じないよう契約・仕様の内容を十分に決めておく必要がある。</p> <p>(3) 効率性について</p> <p>大学と本庁それぞれで予算執行がされているものについての結果がまとめられていないため、予算執行の効率性が判定できない。予算の効率性を高める方法を検討する必要があり、そのためには、すべての財務についての指標を把握し、公表し、識者からの意見を求めることから始める必要がある。</p> <p>(4) 有効性について</p> <p>特別にやむを得ない支出を除き会計年度末の費用支出はその効果が当該会計年度の活動に寄与しないことから極力避けるべきである。</p> <p>(5) 諸会費について</p> <p>諸会費のうち、学部教育研究充実費等の実験実習費が各学部権限の中で収納・支出処理されているが、その取扱いについては、大学の予算として処理するなどの検討が必要である。</p>	<p>(主務課 総務部学事文書課)</p> <p>附属図書館規程を改正し、「蔵書点検は、区分を定め、毎年1回実施し、3年以内に全蔵書の点検をすることとした。この規程に従い、平成17年1月に導入した新図書館情報システムにより、点検作業に着手している。</p> <p>平成16年度から業務委託の仕様書に施設設備の状況や詳細な業務内容を記載するとともに、業者交代時の業務引継ぎの実施を義務付け、適正な管理が継続されるよう対策を講じた。</p> <p>平成15年度からは、原則として、業務ごとに仕様書を作成し、これに基づき予定価格を積算する方法に改めた。</p> <p>平成16年度から業務委託の仕様書に施設設備の状況や詳細な業務内容を記載することにより、作業内容等に見解の相違が生じないよう措置した。</p> <p>平成18年4月に独立行政法人に移行する予定であり、法人化後は、地方独立行政法人法で規定されている貸借対照表等の財務諸表の作成・公表、第三者機関による業績評価を実施することとしている。</p> <p>平成16年度当初に、各学部長及び部局長に対し、文書で計画的・適正な予算執行の徹底を図るとともに、年間執行計画を作成させた。また、年度途中においても執行状況の把握を行うなど、計画的な予算執行の管理に努めている。</p> <p>平成18年4月に独立行政法人に移行する予定であり、これに向けた法人化後の財務会計制度の設計の中で検討する。</p>

2 項目別監査結果

(1) 山口県立大学の山口県における役割について

効率性の観点から大学運営をコントロールし、評価し、その結果を県民に説明する責任を果たすためには、大学の理念・長期目的を反映した具体的な数値目標を含んだ中長期的な計画の作成が不可欠といえる。

地方独立行政法人に作成・公表が義務付けられている中期計画に、可能な限り数値目標や目標時期を設定するよう検討する。

(2) 山口県立大学の収支（資金収支）について

県報において県立大学のバランスシート及び行政コスト計算書を公表したことは評価できる。今後その詳細を公表できるように、更に分析をお願いする。

地方独立行政法人に作成・公表が義務付けられている貸借対照表や行政サービス実施コスト計算書等の財務諸表について、その詳細を県民にわかりやすい形で公表する。

(3) 収支項目についての監査結果

ア 入学料、授業料及び諸会費について

(ア) 入学金（入学料）

a 入学者の県内、県外の区分（人数）が会計課と教務課で一致していなかった。会計課での調定人数と教務課の数値との相互でチェックの方法を検討する必要がある。

平成16年度から会計課の調定状況資料を教務課に回付することにより、相互チェックが可能なシステムに改めた。

b 入学辞退者の入学料、授業料の返還問題が各地で起きている。全国的な動向を踏まえて、今後検討が必要となる可能性がある。

入学辞退者の入学金の返還については、裁判所の判例、国及び他の公立大学の動向を踏まえながら検討する。

(イ) 授業料

a 会計課の授業料調定調書と教務課の学生名簿、学生課の減免一覧との照合ができていない。調定額の正否、人数に関して各課相互にチェックする必要があり、授業料徴収状況についても学部学科別に作成し、差異が発生した場合にはすぐ解明できるようにする必要がある。

平成16年度から会計課の調定状況資料を教務課及び学生課に回付することにより、授業料の調定額及び人数の相互チェックが可能なシステムに改めた。

b 非課税である授業料の調定時に消費税の課税区分を課税で入力している。また、その「納入通知書兼領収書」に消費税等が含まれている旨の文言が記載されており、誤解を与えることとなるので、注意が必要である。

平成16年度から、調定票に非課税区分として入力するとともに、納入通知書兼領収書からも誤解を招く記載を削除した。

c 諸会費のうち学部教育研究充実費（生活科学部の場合は学部実験実習費）については実験実習費である。大学の収入とせずに各学部の権限で収納、支出処理していることには疑問が残る。今後検討すべき課題である。

平成18年4月に独立行政法人に移行する予定であり、これに向けた法人化後の財務会計制度の設計の中で検討する。

(ウ) 授業料未収金の管理

a 授業料未納者に対する債権回収に係る状況は、その一覧表に記載された担当者のメモで知ることができるが、未納が長期となる者については、債権管理簿を作成する必要がある。

平成16年度から授業料未納が1年を超える者については、状況を管理するための債権管理簿を作成し、督促状況等の記録も残すなど、適切な債権管理に努めている。

b 平成13年度分授業料未納者の中に退学を認めている者がいる。学則の規定からは、本来、除籍処分すべきではなかったかと考える。運用について基準を明確にする必要があ

授業料未納者の取扱いについては、学則に基づき厳格に対応していく。

る。

(エ) 教育受託事業収入

附属地域共同研究センターの受託研究の決定は、当該運営委員会となっているが、議事録によると報告事項で処理され、平成14年度においては受託研究8件のうち2件は報告もされていない。要綱が実態に即していなければ、見直し等も検討する必要がある。

(4) 支出項目についての監査結果

ア 人件費について

電話交換機が配置されているが、ダイヤルイン方式が世間一般となっている現在、その必要性を検討する必要がある。

イ 大学費の旅費について

教員の研究目的旅行については、国外旅行を除き、簡易であるとは思えない旅行にもかかわらず、復命書がとられておらず旅行日数の妥当性や研究目的の合理性等を裏付ける資料は添付されていない。教員の研修・視察等の旅行についても、その報告・成果が確認できる資料が必要であり、復命書をとらない合理的な理由はないと考える。

ウ 委託業務について

(ア) 平成14年度業務委託の指名競争入札5件の入札予定価格の算定が過去5年間の発注価格の平均値により算定されていた。山口県会計規則によれば、予定価格に取引の実例価格を適用することは認められているが、ここでいう取引の実例価格は類似する他の案件での実例価格と解釈すべきであり、本来、予定価格は毎年業務の内容を見直し、毎年物価状況を勘案して決定すべき性質のものである。これまで適用している予定価格の算定方法は妥当とはいえない。

(イ) 平成15年度の清掃業務の委託業者が入札により、前年度の業者と変わったところ、業務の内容について不満足な結果となっているとのこと。これはこれまでの契約の実施範囲が曖昧であったことによるものと考えられる。契約条件については業務の内容をより詳しく設定するためにも見直しの必要がある。

(ウ) 看護学部生の実習業務委託は契約書で実習の日数、時間、人員が定められており、事後精算方式となっているが、これに対する実績が把握されていないため、委託料の精算がなされていない。日誌により実習が行われていることは確認できたが、書類により、積算の事実を残しておく必要がある。

(エ) 庁舎管理業務において、委託業者交代時に業者間の引継ぎがなされないため、すぐには施設設備の状況が分からず、業務遂行が困難になる可能性がある。これは、老朽化の著しい大学施

平成16年度から附属地域共同研究センターの受託研究については、当該運営委員会規程に基づき、すべて審議事項として処理している。

平成16年10月に電話交換機を更新し、ダイヤルイン方式を導入した。また、電話交換機の配置は、平成16年度末で廃止した。

出張に係る復命については、原則として復命書によることを教授会等の場で指導したところであり、今後とも教員に徹底を図っていく。

平成15年度からは、原則として、業務ごとに仕様書を作成し、これに基づき予定価格を積算する方法に改めた。

平成16年度から業務委託の仕様書に施設設備の状況や詳細な業務内容を記載することにより、作業内容等に見解の相違が生じないよう措置した。

平成15年度から委託業務終了後に業務実施検査を行い、契約に従って業務が実施されたことを確認し、委託料の精算を行っている。

平成16年度から業務委託の仕様書に施設設備の状況や詳細な業務内容を記載するとともに、業者交代時の業務引継ぎの実施を義務付け、適正な管理が継続されるよう対策を講じた。

設の安全性確保にも影響する可能性がある。委託業者交代においても、施設の適正な管理が継続されるための対策を講じておくことが必要である。

(5) 資産の管理についての監査結果

ア 公有財産について

(ア) 運転士

a 運転士の業務の性格上、旅費日当を払うことに合理的理由はないと考える。なお、制度の見直しにより、平成16年1月から県職員全員の内国旅行については旅費日当の支給を廃止している。

b 大型乗用車は、その使用頻度を勘案し、特に必要ということであればやむを得ないが、燃料費以外の維持費も多いと考えられ、その必要性を検討する必要がある。

(イ) 行政財産使用許可について

後援会（桜園会事務局）が使用している部屋については、行政財産使用許可が必要である。

イ 工事請負費及び需用費で処理されているもののうち、修繕費と判断されるものは物品台帳に記載されていない。資産的に価値があるものに置き換わったもの、または、耐用年数が伸びるものであれば財産台帳に管理すべきである。

今後行政コストを検討するとなると必要な項目となる。

ウ 備品の現物チェックについて

備品の現物との突合において、自宅等への持ち出しがなされているものがあつた。山口県物品規則によれば学外持ち出しは、原則認められていない。大学として、全品について早急に調査する必要がある。

エ 職員公舎のうち吉敷公舎は警察と半分ずつ使用しているが、老朽化が著しく、入居率も半分程度である。

オ 図書館及び図書の管理について

(ア) 研究室への図書の分置及び返却状況について
分置図書について、分置期間及び分置冊数が山口県立大学附属図書館規程に反していた。

(イ) 平成14年度分分置図書の返却について

附属図書館規程に基づく分置図書において、

a 分置期間は1年であるが守られていない。

b 分置限度冊数を超えて分置している。

c 1冊紛失しており、責任をもって保管したことにはならない。

d 退職教員の分置図書の返却状況を直ちに把握できるような一覧表は作成されていない。現実問題として、分置期間及び分置冊数に関する規程に無理があるならば、規程を改定したうえで、毎年所定の時期に実地調査を行

制度の見直しにより、運転士を含め、県職員の内国旅行の旅費日当の支給を平成16年1月から廃止した。

独立行政法人に承継する財産を決定する過程で、利用実態等を勘案のうえ、その必要性を検討する。

平成16年度から山口県公有財産規則に基づく行政財産使用許可による適正な処理に改めた。

独立行政法人に承継する財産については、時価評価の実施と耐用年数の設定を行い、これらを財産管理台帳等に記載し適正に管理する。

平成16年度から物品出納保管簿と現品の突合調査を開始しており、平成18年4月の独立行政法人移行までに調査を完了する予定である。

平成17年4月1日現在の吉敷公舎の入居率は75%であり、今後も職員公舎の有効活用を図っていく。

(イ)の回答のとおり。

分置図書の取扱いに関して、次のとおり附属図書館規程を改定し、適正な管理に努めることとした。

① 分置期間を経過した書類については、改めて分置申請をしなければならないこと。

② 分置図書数は、館長が必要と認めた冊数とすること。

③ 研究室等の管理者は、毎年1回分置図書について整備・点検を行い、その結果を書面により図書館長に報告しなければならないこと。

い、その結果を提出させること等を考えるべきである。

(ウ) 蔵書の実地棚卸について

図書館規程で原則毎年1回実施することを定めている蔵書点検が、過去10年間一度も実施されることがない。方法としては、一度にすべての棚卸をするのではなくローテーションを決めて順番に行うなどいろいろな方法が考えられるが、実地棚卸は必要なことである。貸借対照表を作成する場合、実在しない図書が計上されれば架空資産となる。蔵書管理の重要性を認識すべきである。

(エ) 図書館自体の耐久性について

壁の亀裂、雨漏りによる書庫閲覧室の汚れがある。利用者の安全性確保や蔵書管理適正化の観点から、耐震、耐水等の調査を行い、必要な補修工事をする必要もある。

(オ) 蔵書購入の平成14年度予算・実績比較について

a 図書及び教授研究費の雑誌については、予算・実績比較表が作成されており状況把握が可能であるが、教務学生教育事業の予算で購入した雑誌については比較表が作成されていない。

b 年度末の図書購入が見受けられ、予算の消化的な色彩がうかがえる。必要な図書であれば、計画的に購入し、適正な予算執行を行うべきである。

(カ) 図書の貸出及び返却について

図書返却延滞者の半数以上が、返却予定日から18カ月を超えている実態は問題であり、貸出規程に基づいて厳正に返却を求めていく必要がある。

(キ) 図書等の発注から支払までの手続について

a 図書購入において、入荷後発注票に「入荷済み」のゴム印が押印されているが、日付欄がなく、入荷日の確認ができない。

b 図書納入業者からの見積書及び請求書のすべてに日付が未記入である。期間帰属を正確に把握するためにも、納入業者を指導すべきである。

(ク) 図書に関するその他の事項

a 図書データのバックアップデータは、サーバーのある事務室以外の場所、できれば耐火金庫等に保管したほうがよい。

b 日本文化資料室の寄贈図書は、図書館データとして整理されていない。寄贈者の意図からすれば、図書館データに組み入れて利用促進を図るべきである。

附属図書館規程を改正し「蔵書点検は、区分を定め、毎年1回実施し、3年以内に全蔵書の点検をする」とした。この規程に従い、平成17年1月に導入した新図書館情報システムにより、点検作業に着手している。

平成16年度に、壁の亀裂補修等の老朽化対策のための補修工事を施工した。

平成16年度から、教務学生教育事業の予算で購入する雑誌についても、予算と実績が比較できるよう整理した。

平成16年度当初に、各学部長及び部局長に対し、文書で計画的・適正な予算執行の徹底を図るとともに、年間執行計画を作成させた。また、年度途中においても執行状況の把握を行うなど、計画的な予算執行の管理に努めている。

適正な図書管理を行うため、貸出時に図書の返却期限の厳守について指導するとともに、返却遅延者に対しては、電話等による個別の督促を行うなど、遅延防止に努めている。

平成16年度から発注票に、入荷日が確認できるように「入荷済み」の押印とともに入荷日の記載を行っている。

納入業者に見積書・請求書等への日付記入の指導を行うとともに、業者からの受取に際しては記入の確認を行うよう職員に徹底を図った。

耐火金庫を図書データのサーバーのある事務室とは別の場所に設置し、これにバックアップデータを保管した。

現在、寄贈図書のデータ整理と電子情報化に取り組んでいるところであり、今後、このデータベースと図書館の蔵書データとのリンクについて検討する。

<p>c 附属郷土文学資料センターの貴重な寄贈図書等も図書登録して、全国に公開することも大学の使命のひとつではないか。また大学のPRにもなるのではないか。</p>	<p>現在、寄贈図書のデータ整理と電子情報化に取り組んでいるところであり、今後、このデータベースと図書館の蔵書データとのリンクについて検討する。</p>
<p>カ 大学事務局の金庫内保管物の実査について 桜募金特別会計、創立60周年記念募金等の大学の管理外の会計の預金通帳の事務局金庫管理は、大学に管理責任の一端が帰属することがあることに留意する必要がある。</p>	<p>桜募金特別会計、創立60周年記念募金等については、大学事務局が実質的な事務局であるため、関係預金通帳は引き続き大学事務局で厳格に管理する。</p>
<p>キ 切手の使用について (ア) 切手の使用管理状況について</p>	<p>郵便物の大量発送については、発送先名簿を添付して管理するよう改めた。</p>
<p>a 図書館、庶務課、会計課、教務課の切手使用については、発送リストが付けられていない。大量発送に伴う切手使用においては、発送先を明らかにする必要がある。</p> <p>b 切手受払台帳に発送件数の記載漏れがあったが、現金同等物であることから記載に留意する必要がある。</p>	<p>切手受払台帳への件数等の記載及び毎月の定期検査実施の徹底を図った。</p>
<p>(イ) 切手の実査状況 切手の実査は、受払いの都度及び毎月1回定期的に行っているとのことであるが、実査担当者及び上司の押印がなく、管理上は実査とその承認による責任解消がなされていないことになる。切手は現金同様に厳格な管理が必要である。</p>	<p>切手の実査においては、現物と受払簿の突合を厳格に行うとともに、実査担当者及び上司が確認の上、押印することとした。</p>
<p>(ウ) 同一市内などに多量に郵送する場合、通常市内特別郵便などの割引制度の活用を検討する必要がある。</p>	<p>経費節減の観点からも、特に郵便物の大量発送の際には、市内特別郵便扱いなどの活用を努める。</p>
<p>ク 予算期間内に予算を使用することの有効性及び適正性について</p>	<p>納入業者に納品書・請求書等への日付記入の指導を行うとともに、業者からの受取に際しては記入の確認を行うよう職員に徹底を図った。</p>
<p>(ア) 平成14年度分出納閉鎖期間中の支出（備品購入費及び一般需用費）に係る業者請求書に日付がないものが散見される。予算期間の帰属を適正に行うため、業者に対して日付記入を指導する必要がある。また納品書等の購入日を示す証憑資料も残すべきである。</p>	<p>平成16年度当初に、各学部長及び部局長に対し、文書で計画的・適正な予算執行の徹底を図るとともに、年間執行計画を作成させた。また、年度途中においても執行状況の把握を行うなど、計画的な予算執行の管理に努めている。</p>
<p>(イ) 年度末に納品される物品等は、当該年度に使用されることが前提となっていない。翌年度当初の使用でやむを得ないものでない限り、予算消的な支出であると言わざるを得ない。当年度に必要なものであれば、極力期中に購入するように手配すべきである。</p>	
<p>(6) 受託事業の収支について</p>	
<p>ア 県立大学地域共同研究 研究成果報告書には助成金欄以外に金銭に関することが記入されていないが、費用面でのコメントを入れるようにすると収支面からの成果が評価できるのではないか。</p>	<p>研究成果報告書における成果の評価に、費用面でのコメントを記載するよう指導した。</p>

3 意見

(1) 収支予測、投資額の計画を数値化して県民に公表する必要がある。そうしないと計画の達成状況が判定できないし、行政責任が果たされたかを数値として検討ができない。

(2) 県立大学の全体収支の把握の必要性について

ア 独立行政法人化については、これから検討するとのことであるが、独立行政法人化するしないにかかわらず早急に投資効率、収支バランスが検討できるような決算書を作成して、県民に公表できるように検討されたい。

イ 給与費や公債費などを含めた県立大学全体の本来の収支と貸借対照表を作成し、収支決算について資金の中だけでなく、資産・負債との関係すなわち投資効率、財務比率的な管理が必要である。

地方独立行政法人に作成・公表が義務付けられている中期計画に、可能な限り数値目標や目標時期を設定するよう検討する。

平成18年4月に独立行政法人に移行する予定であり、法人化後は、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成し、その詳細を県民にわかりやすい形で公表する。

独立行政法人化後は、法の規定により地方独立行政法人に償還を承継しないこととされている公債費を除くすべての収入・支出を法人で整理することから、これに基づく貸借対照表等の財務諸表を作成し、透明かつ効率的な財務運営に努める。

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 3)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 財団法人山口県教育財団</p> <p>(1) 重要な指摘事項</p> <p>ア 合規性について</p> <p>(ア) 消費税の課税仕入れの計上時期について 年度末に取得した費用又は設備等について、一部に翌年度に納入されたものがある。また、納品書に日付の記載がないため納品日を客観的に証明できる資料がないものがある。当財団は消費税の原則課税事業者であることから消費税の課税仕入れが過大となる。課税仕入れを証明できないこととなるので、消費税法違反行為となる恐れがあるので十分に留意すること。</p> <p>(イ) 源泉所得税について 源泉所得税の徴収もれがあった。</p> <p>イ 有効性・効率性について ふれあいパーク、スポーツ交流村の中長期収支見通しが立てられていないため、事業の実施結果が計画に対して、どのような進捗状況であるかについて、判定ができない。事業の有効性、効率性を判定するため収支見通しは必ず必要である。</p> <p>ウ 経済性について</p> <p>(ア) オフピーク時（閑散期）の施設の管理を考慮すべきである。特に冬期においてほとんど利用がなされていない施設（油谷青年の家など）の管理方法を検討する必要がある。利用者が増えないと判断するのであれば、閑散期には管理要員を残して職員は別の業務を行うか、外部委託の検討を行う必要がある。予約センターを設置して全施設を集中管理すれば、毎日開所する必要はないと考える。</p> <p>(イ) 少子化時代に対応して、50人部屋などを小部屋に改造して利用増加を考えることが必要である。</p> <p>エ 安全対策について 古い施設は安全対策がなされていないため、耐震構造も含めて検討することが必要。一部施設は早急に対策を立てる必要がある。</p> <p>オ 固定資産の現物管理がなされていない。県有備品については、委託契約書に添付される物品目録</p>	<p>(主務課 総合政策局政策企画課)</p> <p>事務処理状況の調査を行い、不適切な事務処理を行っている施設については、適正な改善を行った。</p> <p>全施設の調査を行い、徴収漏れしていた分については、所轄税務署の指導を受け、適正な改善を行った。</p> <p>平成18年度から、指定管理者制度の導入を予定していることから、指定管理者の立てる長期収支計画について、公共・公益性の観点と経営的視点の双方から有効性、効率性を判定し、適切な施設運営、事業展開の確保に努める。</p> <p>平成18年度から、民間の活力と創意工夫を生かし、利用率の向上、管理コストの削減を図るため、1施設を除き、指定管理者制度を導入することとする。</p> <p>青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中で、方向性を出すこととする。</p> <p>最も古い2施設（訓練所）は平成16年度末で廃止し、残りの施設については、耐震診断の結果も踏まえ、青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中で、方向性を出すこととする。</p> <p>備品台帳と現物備品を照合し、物品目録を備品台帳に合わせて、適正な改善を行った。</p>

に基づく管理が不十分。

カ 複式簿記による会計処理の必要性について

受託事業について予算差引方式となっており、複式簿記方式でない。全ての会計取引の計上ができていない。

平成17年度から、複式簿記方式を採用した。

キ 予算配分について

受託事業予算編成の主役を社会教育課から財団、更には各施設に移し、現場の裁量権を増やすことにより、効果的な予算執行を行うことを提言する。

平成16年度から、財団に重点配分用予算枠を提示し、財団の裁量による予算配分が行われるよう改善した。

(2) 会計区分ごと、事業所ごと施設ごとの個別監査結果

ア 教育施設整備事業特別会計について

(ア) 県は過去急激な教育施設の整備が必要であったことから、教育用土地の取得にあたって地権者と財団及び県の三者契約を締結し、財団を債務履行引受人として銀行借入を財団が行っている。なお、地権者との買収交渉、価格の決定、所有権移転手続きはすべて県が直接行っている。教育施設整備事業特別会計貸付金収入（土地取得に係る借入返済事務受託）については、県及び財団では教育施設整備事業特別会計で処理しており、受託との認識はないが、県・財団・銀行の3者契約書から判断すれば、財団にとっては受託契約と判断すべきであると考え

平成9年度以降は、県が独自に取得している。

(イ) 県に対する意見としては、教育施設の取得のためとはいえ施設の取得は、本来なら、県が独自で取得すべきであり、教育財団が関与すべきものではない。なお、借入金残高は平成15年3月末で699百万円である。

上記(ア)の回答と同じ。

イ 受託事業特別会計について

(ア) 全般的な指摘事項について

a 施設運営の効率性の評価

各施設の評価は施設利用率で行われているが、具体的な数値目標との比較がなされておらず、又、評価結果を翌年度の予算配分などに生かせる仕組みになっていない。

各施設の予算は、光熱水費等の維持管理費が大半であるため、利用率によって予算配分を削減することは難しい。

主催事業にしても、各施設が利用率をこれくらい上昇させるといった政策目的別の数値目標予算額を示し、数値目標をクリアした事業は、翌年度の予算を厚くし、成果の上がない事業は削減している。県は主催事業への口出ししない代わりに、成果を検証して各施設の創意工夫を促し、施設事業の効率化を目指すべきである。問題は、客観指標による予算の配分が徹底できるかどうかである。

また、主催事業については、各施設において、教育的見地に立ち、特色ある事業を企画実施しているため、数値目標だけで事業の成果を判断することは難しい。

しかし、今後は予算の配分について、効率的に執行するよう努めていくこととする。

b 予算の配分

・施設の利用状況を表す指標の工夫について
現在の稼働率は、利用者数 / 定員で算出

青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中

されているが、部屋という利用単位で考え、例えば、50人部屋は30人が利用しても稼働率は100%とカウントするべきである。したがって、利用形態に合った部屋の稼働実績を把握し、その上で改造等を検討する必要がある。

・物品管理について

物品管理が不十分であり、全件実地調査を依頼した。その結果、大量の現物のないものが台帳に記載されていた。

・ピーク時（繁忙期）とオフピーク時（閑散期）の使い分けについて

1ヶ月開所しても殆ど利用日がない月が毎年繰り返されている。何の対策もないまま、開所だけが目的化されていないか懸念するところである。逼迫する地方財政を考えると費用対効果を検討し抜本的な対応が必要である。

・雇用保険預り金が期末に精算されていない。

雇用保険金は財団が期中に一括して支払い、毎月、職員負担額を徴収する仕組みになっている。したがって、通常は期末に預り金として残ることはない。預り金残高だけ法定福利が多く計上されており、この結果受託料が多く処理されていることになる。

・各施設の事業コスト（行政コスト）の試算（平成14年度）

金額的な指標がこれまでなかったことは、コスト意識を欠いた管理運営がされていた。コストが高いのか安いのか、どれくらいが適切なのか今後議論し検討する必要がある。

ウ 施設毎の監査結果

(ア) 全施設とも利用者を予測した中・長期の見通しが作成されていない。

(イ) 県有備品及び財団所有備品について台帳不備のため、全件調査依頼した。

秋吉台青少年宿泊訓練所

1 過去5年間の利用状況

将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていない。開所日数を減らすことにより、施設管理運営費の削減を検討する必要がある。

で、改造等についても検討し、方向性を出すこととする。

備品台帳と現物備品を照合し、現物に合わせて備品台帳を整理するとともに廃棄備品の適切な事務処理を行った。

施設利用の予約をインターネット上でできるようにするとともに平成18年度から、民間の活力と創意工夫を生かし、利用率の向上、管理コストの削減を図るため、1施設を除き、指定管理者制度を導入することとする。

平成15年度末から、福利厚生費に戻し入れ、適正な改善を行った。

青少年教育施設は、研修機関であり、管理運営コストだけで評価できるものではないが、予算の効率的運用を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入するとともに、直営施設についてもコスト意識を持って運営していくこととする。

平成18年度から指定管理者制度導入を予定している施設については、指定管理者の立てる長期収支計画について、公共・公益性の観点と経営的視点の双方から有効性、効率性を判定し、適切な施設運営、事業展開の確保に努める。その他の施設についても、適切な施設運営、事業展開の確保に努める。

県有備品と財団備品に分けて現物調査を行い、その結果を基に台帳整理をし、適正な改善を行った。

施設の老朽化や利用効率が悪いと、近接の施設に機能を統合し、平成17年3月31日で閉所した。

2 監査結果

(1) 施設整備について

安全面が配慮された施設といえるか問題である。木造であることから火災等時に緊急に避難できるか構造上不安がある。早急な対応が必要と考える。

耐震構造が耐震基準をクリアしているかどうか検討すらされていない。

施設は築後45年経過した木造で、耐用年数省令に定められている一般的な耐用年数を経過し、施設の老朽化が著しい。しかし、施設整備計画は作成されていない。

(2) 利用対策について

閑散期対策として抜本的な対策は困難である。

利用率アップ対策がされていない。

(3) 少額購入備品の管理（3万円以上20万円未満）について

受払簿が作成されていない。受託物品と財団購入分との区別を受託簿で明確にする必要がある。（全施設とも同じ）

(4) 県有備品について

台帳記載38件（116個）のうち現物がないものが35件（111個）ある。すべて廃棄扱いとの回答だが理由は不明である。

(5) 財団所有備品について

現物は全部で58件（114個）ある。平成8年4月の現地調査により、過去取得分をまとめて台帳に記載しているものが37件（73個）ある。ただし、金額は不明。

石城山青少年宿泊訓練所

1 過去5年間の利用状況

将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていない。開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要がある。

2 監査結果

備品管理が不十分である。

(1) 県有備品について

一覧表記載42件のうち現物がないものが15件（32個）、うち14件（31個）は平成15年10月31日廃棄（廃棄の理由は不明）、1件は平成5年に廃棄した自動車の記入漏れである。

キャンプ用テントの台帳数量24張に対して現物は11張しかない。

(2) 財団所有備品について

現物12件、全部で80件あり、そのうち平成15年9月の現地調査により新たに確認されたのが64件ある。廃棄があったかどうかは不明。

施設の老朽化や利用効率が悪いいため、近接の施設に機能を統合し、平成17年3月31日で閉所した。

施設の老朽化や利用効率が悪いいため、近接の施設に機能を統合し、平成17年3月31日で閉所した。

受託物品と財団物品を区別して消耗備品管理簿を作成し、適正な改善を行った。

廃棄備品の調査を行い、廃棄理由を明確にするとともに、備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

備品の現物調査をして備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

施設の老朽化や利用効率が悪いいため、近接の施設に機能を統合し、平成17年3月31日で閉所した。

廃棄備品の調査を行い、廃棄理由を明確にするとともに、備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

備品台帳と現物を照合し、不明備品については廃棄原因等を調査して備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

大島青年の家

1 過去5年間の利用状況

将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていない。開所日数を減らすことにより、管理運営費の削減を検討する必要がある。

平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、閑散期対策、利用率アップの検討を行うこととする。

2 監査結果

(1) 施設整備について

施設は築後27年経過しており、鉄筋コンクリートであり、耐用年数省令に定められている一般的な耐用年数は過ぎていないとはいえ、施設の老朽化は著しい。

青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中で検討し、長期的な修繕計画を立て、計画的に整備していくこととする。

(2) 予算について

宿日直手当の当初予算は、満室での最高額を設定している。このような当初予算は、受託料の受託計画に沿った効率的使用を見るための金額となっていない。

できるだけ実績に近い額で算定するために、直近の平成15年度実績で予算を算定し、年度末に実績に基づき精算を行うこととする。

(3) 主催事業における参加者負担金の徴収について

徴収金が帳簿に記入されていない。預り金として処理する必要がある。

平成16年度から、預り金として現金出納簿に記帳し、適正な改善を行った。

徴収して支払うまで1週間あり、金庫で保管しているが、現金出納帳に記載し管理する必要がある。

(4) 監視船は財団所有であるが、固定資産に計上されていない。

管理方法を検討した結果、平成15年10月6日に県へ寄附し、県の備品として適切な管理を行うこととした。

(5) 県有備品について

台帳記載71件(583個)のうち現物のないのが44件(228個)ある。すべて平成15年9月19日に廃棄。理由は不明である。

廃棄備品の調査を行い、廃棄理由を明確にするとともに、備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

(6) 財団所有備品について

現物は全部で121件(249個)。そのうち、平成15年9月の実地調査により新たに確認されたものが62件(119個)。

備品台帳と現物を照合し、不明備品については廃棄原因等を調査して備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

(7) 請求書について

消耗品費の未払金について、請求書と照合したところ、日付が4月や未記入のものがあり、未払金計上金額の9割について請求書に不備があった。

業者からの請求書は、かならず日付の入ったものを受け取ることとした。

(8) 収入関係について

講師謝金の支払いで時間数の間違いにより、手許現金が生じ、銀行預入までの間、現金出納簿に入金記帳がなく簿外となっていた。

手許現金等が生じた場合は、必ず現金出納簿に記帳することとした。

光青年の家

1 監査結果

(1) 施設整備について

施設は築後34年経過しており、鉄筋コンクリートであり、耐用年数省令に定められる一般的な耐用年数は過ぎていないとはいえ、施設の老朽化は著しい。

青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中で検討し、長期的な修繕計画を立て、計画的に整備していくこととする。

(2) 利用対策について

利用延べ人数が平成10年度に比して、約10%増加している。利用率アップの対策と効果の分析はされていない。

(3) 人件費の計上区分について

人件費はすべて管理経費に計上されているが、実態的には事業活動にかかる人件費がある。決算書で主催事業の活動規模が分かるようになっていない。

(4) 主催事業における参加者負担金の徴収について

徴収金額が帳簿に記入されていない。預り金として処理する必要がある。徴収して支払うまで1週間くらいであり、その間は金庫で保管しているが、徴収金額が帳簿に記入されていない。

(5) 少額購入物品の管理（3万円以上20万円未満）について

物品の実物調査が行われておらず、現在数量が明らかでない。

期末に1万円の物品を購入し、活動促進事業費の予算残高に一部充当し、残額を受託事業に振り替えている。結果として、促進事業の支出が過少計上となっている。

平成13年度の購入分の記録があるだけであり、それ以前の記録がない。現物管理がなされていない。使用している物品については、すべてをリストアップして、定期的に現物管理を行う必要がある。

(6) 県有備品について

台帳記載86件のうち現物のないものが29件、すべて平成15年9月24日に廃棄。

(7) 財団所有備品について

現物は全部で57件あり、そのうち平成15年9月の実地調査により新たに確認されたものが21件。

油谷青年の家

1 過去5年間の利用状況

将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていない。開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要がある。

2 監査結果

(1) 県有備品について

台帳記載70件のうち現物がないのが11件。

(2) 財団所有備品について

現物は全部で98件。そのうち平成15年9月の実地調査により新たに確認されたものが39件ある。

平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、利用率アップ対策と効果の分析を行っていくこととする。

青少年教育施設は、目的を持った教育機関であり、利益を求める事業を実施していないため、事業ごとの人件費を計算することは難しい。

しかし、県費を支出するのでコスト意識を持って運営していくこととする。

平成16年度から、預り金として現金出納簿に記帳することとした。

実物調査を実施し、消耗物品管理簿を作成し、整理することとした。両事業共通の物品を両予算から按分して購入したものであり、今後はこのような支出を行わないようにした。

記録の整理を行い、適正に管理することとした。

備品台帳と現物備品を照合するとともに廃棄備品については理由を明確にし、備品台帳を整理した。

備品台帳と現物を照合し、不明備品については廃棄原因を調査して、適正な廃棄手続きを行うとともに適正に管理を行うよう改善した。

平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、閑散期対策、利用率アップの検討を行っていくこととする。

備品台帳と現物備品を照合するとともに廃棄備品については理由を明確にし、備品台帳を整理した。

備品台帳と現物を照合し、不明備品については廃棄原因を調査して、適正な廃棄手続きを行うとともに適正に管理を行うよう改善した。

萩青年の家

1 過去5年間の利用状況

将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていない。開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要がある。

平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、閑散期対策、利用率アップの検討を行っていくこととする。

2 監査結果

(1) 施設整備について

施設の老朽化は著しい。

青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中で検討し、長期的な修繕計画を立て、計画的に整備していくこととする。

(2) 利用対策について

利用率アップの対策と効果の分析はされていない。

平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、利用率アップの対策と効果の分析を行っていくこととする。

(3) 主催事業における参加者負担金の徴収について

参加者負担金については、残高があれば繰越し、現金を保管しているが、管理上望ましくない。これらは収入に計上し、支出に計上する必要がある。

徴収金は預り金として処理する必要がある。

徴収して支払うまで1週間あり、金庫で保管しているが、現金出納帳に記載し、管理する必要がある。

平成16年度から、預り金として現金出納簿に記載し、適切な事務処理をすることとした。

(4) 県有備品について

現物との間に差異がある。理由は廃棄したとのことであるが、廃棄手続はなされていない。

台帳記載54件(395個)のうち現物のないのが31件(131個)。理由は不明。(平成15年9月26日に廃棄扱い)

備品台帳と現物備品を照合するとともに廃棄備品については理由を明確にし、備品台帳を整理した。

(5) 財団所有備品について

現物は全部で58件、そのうち平成15年9月の実地調査により新たに確認されたものが9件。

備品台帳と現物を照合し、不明備品については廃棄原因を調査して、適正な廃棄手続を行うとともに適正に管理を行うように改善した。

(6) 諸費用について

諸費用について請求書等と照合した結果、4月以降の請求日付が相当数あった。これらについては、妥当な処理がされていないと考えられる。

業者からの請求書は、日付の入ったものを受け取るようにするとともに、今後適切な会計処理をすることとした。

秋吉台少年自然の家

1 過去5年間の利用状況

将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていない。開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要がある。

平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、閑散期対策、利用率アップの検討を行っていくこととする。

2 監査結果

(1) 安全性について

階段が狭く、ベットの2階建なので不安がある。非常口の表示があるが、緊急時にすぐに使えるか

青少年教育施設の再編整備を平成17年度に検討する中で検討し、長期的な修繕計画を立て、計画的に整備して

討の必要がある。

- (2) 主催事業における参加者負担金の徴収について
徴収金額が帳簿に記入されていない。預り金として処理する必要がある。
徴収して支払うまで1週間くらい金庫で保管しているが実査はしていない。
領収書の控えはない。簡単な記録があるだけである。
- (3) 県有備品について
受託物品を廃棄する場合、県に対して廃棄手続を行う必要がある。
- (4) 財団所有備品について
現物は全部で73件。そのうち平成8年4月1日に実地調査により過去の取得分をまとめて台帳に記載しているものが38件あるが価格は不明である。
- (5) 管理受託について
委託物品の内容を契約上明らかにすべきである。
植栽は細かく表示されているが、建物附属設備（ボイラーなど）も内容を示しておくべきである。
- (6) その他
賃金に対する源泉所得税の徴収漏れがある。
利用者が負担する食事代を施設が代理して受領する業務は給食業者との契約に違反している。利用者の便宜を考えれば許容できるが、契約を変更してから実施すべきである。
事業費について、事業が複数あるときは事業ごとに形態別項目を設けることが原則である。

十種ヶ峰青少年野外活動センター

- 1 過去5年間の利用状況
将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要がある。
- 2 監査結果
 - (1) 個人別給料等明細書と試算表の数値が不一致であった。
 - (2) 雇用保険料預り金が1年分未精算で残っている。
 - (3) 所得税預り金が簿外処理になっている。

いくこととする。

緊急時の安全対策については、施設の状態に応じた「安全管理計画」及び「防災計画」を立て、全職員に周知徹底を図る等、ソフト面の安全対策を実施していくこととしている。

平成16年度から、預り金として現金出納簿に記帳し、適切な事務処理をすることとした。

又、預り金を徴収する場合には、必ず領収書を発行し、控えを取ることにした。

受託備品の廃棄については、あくまで県の方で手続きを取る必要があるため、その手順に沿って事務手続を行うことにした。

備品の現物調査をして、金額が判るように個別に台帳に記載することとした。

財産台帳上、建設当時設置のボイラー等機械設備については、建物と一体管理を行っているため、現在の基準では備品台帳には記載しなくて良いことになっている。しかし、今後指定管理者制度の導入に併せてどのような整理の仕方がよいのか検討していくこととする。

源泉所得税の徴収漏れについては、税務署の指導を受け適正に処理した。

平成16年度から、代理受領ができるように契約を変更した。

事業ごとに収支関係書類を作成し、適切に処理することとした。

施設の特徴を生かし、効率的に運営できるよう直営施設として、閑散期対策、利用率アップの検討を行っていることとする。

個人別用給料等明細書に記載漏れがあったためであり、明細書を訂正するとともに今後記載漏れ等がないよう、適切な処理を行うことにした。

平成15年度から、福利厚生費に戻し入れ、適正な処理を行うことにした。

平成15年度から、預り金として記載して、帳簿処理することとした。

(4) 3月分の電気・水道代の未収計上もれがある。これについては受託料に影響が出ることになる。

(5) 清掃委託については、検収にあたっての立会い資料を残す必要がある。

(6) 費用集計が予算差引簿方式で運用管理がなされているが、期末の未払金に過不足が生じた場合、そのまま処理されている。つまり、未払金が余った場合は他の不足している科目へ流用し、残りはそのままとなっている。このため、決算書と帳簿の数値が合っていない科目がある。また、未払金の余りは翌期に繰り越さない方式になっている。これは、複式簿記が採用されていないため、数値間の自動検証がされないという基本的な問題がある。

(7) 収入関係について

受託金収入の最終受入日は平成15年4月10日であるが、収入伝票及び予算差引簿（収入の部）は平成15年3月31日で記帳している。事実の日を記帳すべきである。

(8) 県有備品について

台帳記載31件（132個）（過去に廃棄があったものを除く）のうち現物が無いものは30件99個）があるが、すべて平成15年9月1日付け廃棄となっている。廃棄の理由は不明である。

(9) 財団所有備品について

現物は全部で65件との報告があった。廃棄したものがあつたかどうかは不明。

ふれあいパーク

1 監査結果

(1) 収入関係について

当パークの施設利用に当たっては、当日に有料無料に関係なく、すべての利用者に5枚複写となっている「山口県青少年交流施設使用許可申請書」を書いてもらうこととなっている。その際、有料の利用者については県内利用者か県外利用者かによって利用料金に区別を設け、県外利用者は県内利用者比べて5割増となっている。県外利用者か県内利用者かを問わず多くの人に利用してもらうことは勿論重要と考えるが、規程がある以上、免許証等による住所の確認が望ましい。

現金出納帳の記帳の仕方に問題がある。実際残高と帳簿残高が合っていない。財団本部において、抜き打ち検査を実施してはどうか。

(2) 管理費と事業費の区分が明らかでない。

当初は管理費に計上されているが予算超過になると業務費に計上されている。

(3) 雇用保険預り金が残っている。費用処理漏れである。

食堂業者に対する検針日以降の未収であり、これについては、月末に事務所で検針し、概算計上することとした。

検収を確実に行うとともに、資料を保存することとした。

平成18年度から複式簿記を採用するよう検討することとした。

受託金収入の記帳は、受入日で記帳するように改善した。

備品台帳と現物備品を照合するとともに廃棄備品については理由を明確にし、備品台帳を整理した。

備品台帳と現物を調査して、不明備品については廃棄原因を調査し、適正な廃棄手続きを行った。

平成16年度から、利用者の住所確認については、免許証等により、適切な確認を行うよう改善した。

会計処理状況の実態調査をし、適正な会計処理ができるよう施設を指導するとともに定期的に検査を行うよう指導した。

利用料金収入と照らし合わせ、適正な予算を編成することとした。

平成15年度から、福利厚生費に戻し入れ、適正な処理をすることとした。

(4) 業務費について

ア 消耗備品費

請求書に日付が記載されておらず、納品書もなく何日に受け入れたか明確でない。

イ 消耗品費

履行確認がされていないため納入日が確認できない。

ウ 修繕費

完成報告書がなく、ふれあいパークとしても確認した書類もない。

ふとん等はリース契約として契約上は1年契約となっており、契約に当たっては3者による見積もり合わせで最低価格の業者と契約を行っている。この契約は、実質5年の長期契約とのことであるが、契約上明記されていない。予算との関係で長期契約はできないことと思われる。

イベントのチケット売却代等から直接謝金の一部やコンサート会場借上料に支払っているが、一旦収入に計上し、そして支払いに計上すべきである。

スポーツ交流村

「リーディング・プロジェクト山口県スポーツ交流村推進計画書（平成2年3月）」を閲覧したところ、年間利用形態の想定は記載されていたが、具体的な収支計画はない。計画がプロジェクトとして金額的な評価もまま実施されたとすれば、開業後の費用対効果の測定指標を何に求めるべきか判断がつかない。

1 監査結果

(1) 雇用保険預り金（155,920円）が残っている。費用への振替漏れである。結果として、受託費が過大となっている。

(2) 備品管理簿には記載があるが物品目録にないもの、県所有のもの、財団所有のものとの区分が不明である。

(3) 県有備品について

台帳記載250件（1,094個）のうち、今回廃棄したものが160件（605個）ある。

(4) 財団所有備品について

建物は全部で46件（53個）ある。うち、金額不明のものが27件（33個）ある。

(5) ヨットシュミレーションは故障しており、使用できない状況にある。

(6) 平成15年3月末で簿外の現金が92,965円あった。県に支払うものであり、預り金に（貸方）計上する必要がある。

(7) 公衆電話代3,590円は未収入金ではなく、現金が

請求書、納品書には必ず日付を入れるようにした。

履行確認を行うこととした。

修繕については、完成確認を書類で残すこととした。

平成16年度から、リース契約については、3年間の契約とし、適正な改善を行った。

今後、イベント等のチケット売却代は、一旦収入に計上して処理することとした。

平成18年度から、指定管理者制度の導入を予定していることから、指定管理者の立てる長期収支計画について、公共・公益性の観点と経営的視点の双方から有効性、効率性を判定し、適切な施設運営、事業展開の確保に努める。

平成15年度分から福利厚生費へ振替えた。

平成15年10月に調査し、物品標示票により県所有備品と財団所有備品を明示した。

平成16年3月に物品規則に基づく廃棄手続きを行った。

平成15年10月に調査し、消耗備品管理簿を整理した。

修理や維持管理に要する経費及び平成12年度のヨットハーバーの供用開始により、利用者が激減している状況等を勘案した結果、現状のままモニュメントとして活用する。

平成17年3月分から預り金として計上した。

収入伝票の発行漏れであり、現金として処理を行っ

正しい。また、収入伝票が発行されていない。

(8) 給料等の発生がないのに事務局として福利厚生費（労災保険）が発生しているが、管理費が正しいと思われる。

(9) 業務費のうち、人件費以外の費用、財産管理等について

ア 修繕費

4月に支払った金額について履行確認等の書類がないため実際にいつ履行されたか不明のものがある。

イ 印刷製本費

3月31日請求のテキスト2,000冊168千円は貯蔵品と考えられる。

ウ 委託契約

清掃業務について競争入札をしない理由が明確にされておらず、原則は100万円以上の契約は競争入札をすべきである。安易に随意契約としないよう、随意契約とする場合は具体的な理由を明確にし、また、予定価格についても、厳密に積算する必要がある。

清掃業務等について、責任者財団担当者の確認印がない。

他の業務についても、業者から保守点検報告書等は入手していても、財団担当者の履行確認の書類が必要である。

(10) 財団事業及び自主事業について

収支についてはパソコンで収支明細書を作成して明示する一方資金を預金通帳（スポーツ交流村主査名義）で管理しているが、財団事業は平成14年9月に終了しているにもかかわらず、平成15年3月末時点で通帳残高が156,477円存在した。これは、経費の支払い遅れ又は立替の未精算が考えられるが、いずれにしても資金管理が妥当でなく、注意が必要である。

生涯教育センター

1 促進受託事業への入金について

財団本部から促進受託事業への入金について収入伝票の起票漏れがある。一般的な会計帳簿の流れとしては入金、出金などの事実に基づいて伝票を起票し、その後元帳へ転記、試算表により金額の一致を確認するということになるが、当センターでは、入金及び出金の事実に基づいてその都度エクセルによる集計ソフトに入力し年度末にまとめてアウトプットしている。このため伝票起票と集計ソフトへの入力とが作業として連動しておらず、今回のような起票漏れとなった。

以下のような問題がある。

(1) 決裁規程3

所長の専決すべき事項(4)収入命令、支出命令に関すること

た。

平成16年4月分から管理費へ計上している。

業務担当者と責任者（所長）が、それぞれ履行確認の上、押印することを徹底した。

3月末に、施設利用者へ配布する印刷物であり、消耗品が適当である。

清掃業務については、平成15年度から指名競争入札を実施しており、予定価格の積算についても「庁舎管理業務積算マニュアル（県管財課作成）」に沿って適正に処理している。

履行確認については、業務担当者と責任者（所長）が、それぞれ確認の上、押印することを徹底した。

経費の未払いであり、適正な資金管理について徹底を図った。

入金及び出金のたびに伝票を起票し、適正な会計処理を行うよう徹底を図った。

(2) 財務規程7条2項

会計伝票は取引発生的事実に基づき発行し、取引が正確であることを証する証憑書類を添付しなければならない。

したがって、所長承認も行われておらず、財務規程にも違反していたことになる。

2 物品について

物品に物品標示票が貼られていない。

現在使えそうにない8ミリビデオなども保管してあるが、適切な時期に処分が必要である。

3 県有備品について

台帳記載89件のうち現物のないものが2件あった。

4 財団所有備品について

現物は全部で61件。そのうち平成8年4月1日の実地調査により新たに確認されたのが49件であった。

埋蔵文化財センター

1 監査結果

(1) 管理受託(埋蔵文化財センター管理受託)について

雇用保険預り金(19,514円)は費用処理が必要である。したがって同額だけ受託料が多く精算されている。

貸借対照表は、例えば期末の未払伝票を集計して作成するなど、複式簿記の手順で作成されるようになっていない。いわゆる官庁方式になっている。

(2) 事業受託(埋蔵文化財発掘調査事業受託)について

センター管理費の配賦基準が明らかでない。配賦基準を作成する必要がある。

平成12年から平成14年分について山口税務署から給料の源泉所得税の追加徴収を指摘された。

遺跡ごとの費用集計を効率的に行う方法を検討すべきである。伝票上でも明らかにされていないため実績集計値の正確性を検討することができなかった。発掘場所・事業ごとに番号を設定し伝票上もこの番号を付するようになれば、予算管理は容易に行えるはずである。

発掘調査事業費のうち消耗品の購入先が一部の業者に偏っていると思われる。

発掘調査管理費に給料等が計上されていないのに、福利厚生費が計上されている。発掘調査費で処理すべきである。

2 消費税について

平成14年度埋蔵文化財発掘事業の委託費は、県土木

備品台帳に基づき、物品に物品標示票を貼るとともに使用不能物品については、適正な廃棄手続きを行い、改善した。

不明備品の調査を行い、廃棄理由を明確にするとともに、備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

備品台帳と現物備品を照合し、現物に合わせて備品台帳を整理し、適正な改善を行った。

平成15年度から、福利厚生費に戻し入れ、適正な処理を行うこととした。

平成17年度から、複式簿記方式を採用した。

事務費の配賦基準を作成し、16年度から適用した。

追加徴収を指摘された分については14年度末までに納付済み。15年度からは是正した。

15年度から遺跡・発掘現場ごとに集計するよう改善した。

16年度から、発掘調査で多数購入する物品については、見積合わせの上、単価契約を行う等改善した。

管理費ではなく、発掘調査費で処理することとした。

教育財団(現在のひとつくり財団)への業務委託は、

事務所、県教育委員会、県農林事務所、国、市町村であり、埋蔵物文化センターの職員は43名のうち発掘調査に関わる20名は県からの派遣である。県の派遣職員を含めた委託料を支払うことにより、結果として消費税（約15,760千円）を負担することになる。前記のように山口県の役割分担は全国的な方法ではあるが、支出面からはこれについての検討が必要である。

3 委託料について

D社の写真測量については、平成15年5月23日に支払いが行われているが、請求書に日付がなく、期末に未払金として確定したものが確認できなかった。

委託契約については、原則として競争入札を実施すべきであるが、随意契約を行った場合は、理由を明確に記載しておく必要がある。

(3) 意見

剰余金を積み立て、これを基本金に繰り入れた結果、県の出資比率が4分の1を下回った。このため、地方自治法第199条第7項及び同法施行令第140条第7項の規定により、県監査委員監査が制限されることは、剰余金の発生経緯や、財団の会長が知事であり、理事長は、大半の時期、県の教育長が兼務していたこと等を勘案すると、望ましいことではない。

2 山口県漁業信用基金協会

(1) 重要な指摘事項

ア 経済性及び効率性について

本来の保証債務の担保たる資金が有効に活かされておらず、基金協会の運営について検討する時期に来ている。

イ 保証の審査について

審査過程で課題が認識されながらも保証を実施し、多額の延滞債権が発生しているものがあるが、何のために審査があるのかをよく考える必要がある。

①簡素で効率的な行政運営の確保

②専門職員の充実配置

③硬直的な予算制度に縛られない弾力的な業務運営の3点を目的として実施したものである。発掘調査業務の確保が先行き不透明な状況にあるため、専門職員のプロパー化を途中から凍結し、県職員の派遣により対応している。

(①・②の取り組みは不十分な面がある)

埋文発掘業務を実施する民間事業者が見あたらない現状では、県の人的支援の下に財団による弾力的な業務運営を続けざるを得ない状況であり、③の目的達成のため業務委託は引き続き必要である。この委託に伴う消費税の支払いが発生することはやむを得ないものと考えている。

請求書の日付は、受領時に確認し、可能な限り業者にてその場で記入させている。今後とも遺漏の無いよう適切に対応するよう徹底している。

県の基準に合わせて契約事務を実施することとした。したがって、随意契約の理由についても明確に記載することとした。

一般的な公益法人の管理運営等に係る基準である「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき、適正な管理運営に努める。

(主務課 水産部水産課)

全国の多くの漁業信用基金協会が同様な状況であり、全国レベルで経営基盤強化に向けた検討も行われている。今後、全国レベルの状況をみながら資金の有効活用を含めた健全な運営のあり方について検討を行っていく。

これまで本協会の設立趣旨に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的に、地域の実情を勘案しつつ、厳正な審査に努めてきたところであるが、今後とも金融機関と事前協議（保証申込み前）を十分に行うとともに、金融機関と基金協会が協調し、保証先に対して事後の経営改善に向けた指導及び助言を行っていく。

(2) 個別事項

ア 経営成績について

平成11年度より、当期損益はマイナスの状態が続いている。今後の経営方針について、国及び県が策定する漁業政策を根拠に漁業の将来展望を基本にして、それに沿った資金投資をアドバイスし、その上で融資、すなわち投資する方向性を示すべきである。

イ 資金の状況について

(ア) 預金及び有価証券が生じた原因

出資金が漁業近代化資金及び一般資金の両資金合わせて約12億円（県の出資金は5.3億円）あるが、計算上は出資がゼロでも現状の保証業務には何ら支障がなく、基金協会の保証債務の額を増大させるという出資目的には合理性がない。

(イ) 県の出資額の適正性について

保証残高に対する県の出資割合が異常に高い。

ウ 保証業務について

(ア) 保証手続きについて

審査過程で課題が認識されながらも融資を認可したケースや認可の時に債務超過であったケースがある。

(イ) 延滞保証料について

徴収料の計算は、8月末と2月末に行われているが、3月末を未収計上しないと保証料が正確に決算書に反映されていないことになる。金銭的に重要性はないが、発生ベースで計算することが望ましい。

(ウ) 求償権について

a 回収手続について

- ・ 求償権台帳に回収にかかる交渉の経過を明らかにしておく必要がある。
- ・ 求償権に対する違約金の減額・減免について、特別な事情について明示したものがなく、何らかの基準が必要と考える。

b 求償権償却について

業務処理のチェック機能は、理事会に限られるため、理事会に対し、より詳細な資料を提出する等、そのチェック機能の充実強化を図る必要がある。

運転資金等に対する保証要望が強まる傾向にあることから、今後は需要の多いそれら資金に対する保証の拡大に努めていく。また、国及び県の漁業政策に沿った保証のあり方についても全国レベルの状況をみながら検討を行っていく。

保証残高と基金等現在高との乖離については、今後、全国の状況をみながら検討を行っていく。

現在、県の出資割合は、保証残高の減少に伴い、必要な基金等現在高と比較して高くなっているが、県出資金が基金の主要な部分を占めており、その基金の運用によって協会の経営安定が図られていることに鑑みれば、県の出資残高は必要であると考ええる。

これまでも本協会の設立趣旨に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的に、地域の実情を勘案しつつ、厳正な審査に努めてきたところであるが、今後とも金融機関と事前協議（保証申込み前）を十分に行うとともに、金融機関と基金協会が協調し、保証先に対して事後の経営改善に向けた指導及び助言を行っていく。

平成16年3月以降、延滞保証料が正確に決算書に反映されるよう処置した。

平成16年3月以降、求償権回収の交渉経過を記載した求償権管理簿を整備した。

平成16年3月以降、求償権に対する違約金の減額・減免については、求償債務者の実態を考慮しながら、透明性の確保に努めるとともに、基準についても検討を行っていく。

平成16年3月以降、理事会への説明資料について、より詳細な資料を提供することとした。

<p>c 求償権残高と求償権償却引当金の状況について 回収困難としている求償権のうち、3事案については、平成14年度で償却すべきものであった。</p>	<p>3事案については、平成15年度に償却した。</p>
<p>エ 漁業従事者の出資と脱退について 会員（漁業従事者）の脱退手続きに不備があった。</p>	<p>平成15年度から定款に沿った手続きを行っている。</p>
<p>オ その他の指摘事項</p>	
<p>(ア) 現金管理について 出納担当者が金種別残高表を日々作成し、それに責任者の承認印を押すのが望ましい。</p>	<p>平成16年3月以降、金種別残高表を日々作成し、総務課長の承認印を受けるようにした。</p>
<p>(イ) ペイオフについて 支払利息は少ないが、ペイオフを考慮すれば借入金を圧縮すべきである。</p>	<p>借入金は、運用することを前提としたものであり、本協会の経営状況を考慮すれば現状においてこれを圧縮することは困難である。 なお、ペイオフに対応できるよう、決済性の普通預金を除き有価証券で運用している。</p>
<p>(ウ) 有価証券の運用益について 有価証券の売却益が有価証券利息で計上されているが、雑収入とすべきである。</p>	<p>金融庁監督局長・水産庁長官名の通達である「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について」により、有価証券売却益は有価証券利息として扱うこととされている。</p>
<p>(エ) 有形固定資産について a 減価償却費を算定するに当たって適用する耐用年数について 省令の償却年数に従わず償却されていたものがあつた。省令の改正には十分留意する必要がある。また、省令の適用誤りもあつた。</p>	<p>省令に基づく償却年数に改めた。今後は、省令の改正に留意するとともに、適用誤りのないよう努める。</p>
<p>b 除却について ・償却備品台帳に記載されている167件のうち、53件は使用されている。当該残存価額を資産として再計上すべきである。 なお、償却備品台帳上は使用されているものと廃棄処分されたものとの区別がなされていない。 ・今後は、使用が不可能になるなどの理由により、有姿除却とするなど、実際に廃棄処分しない限り除却処理をしないことを徹底する必要がある。</p>	<p>平成17年度において、償却備品台帳を確認の上、再整理する。 平成17年度から、廃棄処分をもって除却処理する。</p>
<p>c 台帳に数量記載がないし、現物管理もされていない。</p>	<p>備品台帳及び償却備品台帳には数量を記載するとともに、決算時に現物確認を行うこととした。</p>
<p>(オ) 外部出資金について 農林漁業信用基金に対する外部出資金については、返還されないことから、資産計上すべきものではなく出資時に寄付金扱いすべきものであつた。</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金法第5条によれば、「信用基金の資本金は、（中略）政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。」とあり、出資金として扱わざるを得ない。 また、本協会の業務報告書については、金融庁監督局長・水産庁長官名の通達により様式が示され、当該通達の勘定科目一覧表により、農林漁業信用基金への出資金</p>

(カ) 退職給与引当金について

経理規程では基金都合要支給額の100%を計上することとなっているので、早期に全額を計上することが望ましい。

(キ) 基金等明細表の訂正について

「基金等明細表」上の求償権償却額は、損益計算書上の求償権償却額（償却した求償権の30%）となるはずであるが、償却した求償権の100%を記載していた。

なお、訂正した「基金等明細表」は決算書の一部であることから、次期総会において報告し承認を受けるべきである。

(ク) 計算書類を分かり易く報告するというアカウントピリティからの指摘事項

a 貸借対照表上の表示について

定期預金、求償権及び借入金は経理規程「勘定科目一覧表」によりすべて流動に区分されており、表示区分に1年基準は適用されていない。これでは、長期性預金、長期債権及び長期借入金も流動資産または流動負債に区分され、資金計算の流動性を検討する場合、正確な情報が表示されない。

b 計算書類に対する注記について

有価証券の評価方法、求償権償却引当金の計上方法、保証責任準備金の計上方法については、経理規程では規定されていないが、会計上重要な科目であることから、会計方針として注記することが望ましい。

カ 意見

基金協会が単一の組織として効率的であるかどうか疑問である。法的な問題もあり、県内の他の組織との統合が不可能であれば、例えば、中国地区で1つの組織にできないかなど、他府県の基金協会と相互に意見を交換して国に対して法律の改正等進言してもいい時期にきているのではないかと判断する。

は外部出資として処理されることとなっている。

全額を計上するよう努めている。

「基金等明細表」を訂正の上、平成16年6月の通常総会において報告し承認済みである。

総会に提出する計算書類については、金融庁監督局長・水産庁長官名の通達による「勘定科目一覧表」に基づいて勘定科目が決定されている。

総会に提出する計算書類については、金融庁監督局長・水産庁長官名の通達に基づき作成しているが、有価証券の評価方法については、今後、欄外注記を加える方向で検討していく。

なお、求償権償却引当金及び保証責任準備金については、貸借対照表付属明細表にそれぞれの内訳を記載し確認できるようにしている。

全国の多くの漁業信用基金協会が同様な状況にあり、全国レベルでの経営基盤強化に向けた検討も行われているところである。

今後、こうした全国レベルでの検討の中で、将来の組織のあり方について、必要な提言を行っていく。

平成12年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>2 財団法人山口県勤労者福祉事業団</p> <p>(1) 住宅転貸融資事業</p> <p>残件数が減少し、今後の収入減を見込めば、現人員で管理することは問題であり、早急な対応を講じる必要がある。</p> <p>本事業については、減少の一途をたどっており、その存在意義が危ぶまれ、現在の積立資金を無駄に使うことのないよう抜本的な改革が必要である。</p> <p>5 山口宇部空港ビル株式会社</p> <p>(2) 経理処理等</p> <p>ア 財務諸表の表示等について</p> <p>(イ) 監査役監査が十分になされているとは言えず、実際に監査のできる人選をする必要がある。</p>	<p>(主務課 商工労働部労政課)</p> <p>平成17年10月から平成18年度にかけて、金融機関への債権譲渡、及び同じ融資事業を行っている他の公益法人に業務引継することにより事業を終了する予定である。</p> <p>なお、これにより、平成18年度中に団体を解散する予定である。</p> <p>(主務課 商工労働部交通運輸対策室)</p> <p>監査役には、株式会社山口銀行田中耕三氏及び株式会社西京銀行代表取締役頭取大橋光博氏が就任しており、両氏本人により、直接、監査を実施している。</p>

平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 山口県道路公社</p> <p>(3) 彦島有料道路について</p> <p>ア 料金徴収期間満了時には、県の出資金26億円とほぼ同額の支出超過となることを見込まれるので、この返還財源についての検討が必要である。</p> <p>イ 無料開放に際しては料金所施設等の撤去が必要となるが、この費用の負担についての検討が必要である。</p> <p>(5) 駐車場について</p> <p>駐車場整備については、本来構築物等として固定資産に計上し、減価償却を行うべきである。</p>	<p>(主務課 土木建築部道路整備課)</p> <p>料金徴収期間満了時に生じる未償還金について、県が公社に補助金を交付することになった。</p> <p>施設の有効利用の観点から地元で活用できる施設は下関市に引き継ぎ、それ以外の施設は公社が費用を負担して撤去することとした。</p> <p>現在ある構築物等については、設計図書等の保存期間が経過し資料がないため、固定資産として計上すべき金額が特定できなかった。</p> <p>今後は、構築物等を新設・更新した場合は固定資産に計上し、減価償却を行う。</p>
<p>6 山口県流通センター株式会社</p> <p>(5) 流通センター広場について</p> <p>平成9年から積極的な活用がなされていない状況にある。今後、この広場の利用方法について検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 商工労働部商政課)</p> <p>平成16年10月から山口県流通センター株式会社に貸付を行い、立地企業向けの業務用及び社員用有料駐車場として活用を図ることとした。</p>

平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
土木建築部が行った公共用地の取得
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>公共用地取得事務について</p> <p>5 宇部土木建築事務所</p> <p>(2) 事業別指摘事項</p> <p>オ 厚東川基幹河川改修</p> <p>(エ) 買収地の管理について</p> <p>旧土地所有者に稲作を容認していたが、耕作権の発生等法的な問題も確認のうえ、事実関係を整理しておく必要がある。</p> <p>この点からも台帳等による買収地の管理は必要と考える。</p>	<p>(主務課土木建築部用地課)</p> <p>平成15～16年度で、隣地との境界に水路を設置する工事を実施して、稲作を止めさせ、買収地は、河川敷地として管理している。</p>

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 財団法人やまぐち産業振興財団</p> <p>(1) 重要な指摘事項</p> <p>イ 効率性に関する事項</p> <p>(イ) メカトロ技術センターについては、計測・試験室及び電算室の設備が陳腐化し、新技術を開発するための中核となる設備がない。このため、利用率はきわめて低く効率的な運用を検討する必要がある。</p> <p>(3) メカトロ技術センター事業</p> <p>ア メカトロ技術センターのうち、貸研究室以外の部分については、効率的な活用について検討が必要である。</p> <p>(4) 債務保証事業</p> <p>ア 審査については、技術審査はなされているが、財務面での審査が十分でないと考えられる。このため、財務面での審査・アドバイザー担当の充実等も検討すべきである。</p> <p>(8) 地域技術起業化推進事業</p> <p>イ 新集積（下関）発展促進事業に係る出展企業からの負担金の徴収については、将来出展企業が増加する際には検討すべきである。</p>	<p>(主務課商工労働部新産業振興課)</p> <p>平成16年度において、陳腐化した設備は処分し、計測・試験室及び電算室については、貸研究室とすることとした。</p> <p>平成16年度において、陳腐化した設備は処分し、計測・試験室及び電算室については、貸研究室とすることとした。</p> <p>平成17年度において、審査委員に財務面での審査及びアドバイスが可能な有識者2名（中小企業診断士）を選定し、財務面での審査体制を整えた。</p> <p>本事業は、平成16年度をもって終了した。</p>